

## 第5章 施策の展開

### 1 地域活動の活性化

#### (1) 地域でふれあう機会の創出（活動の場の確保）

#### ○ 課 題

最近の社会情勢の中で、地域の役割の重要性が見直され、住民が近所づきあいを深めたり、地域活動に参加することにより、自然に福祉活動に繋げていく工夫が必要です。

住民相互の結びつきを強化するためには、まず地域で出会い、ふれあう機会を創出し、地域住民が活動できる場を充実していく必要があります。

#### ○ 施策の方向

地域住民がふれあう機会を増やし、地域のつながりを深めていけるように、地域の祭りやイベントなどの交流の場を設けたり、生涯学習・コミュニティの場を提供していくため、地区集会所等の施設の整備を進めます。

また、地域住民が、いつでも健康増進の視点に立ちスポーツに親しむことができるように、小・中学校体育施設の開放をはじめ、各種スポーツ活動の開催や支援を行っていくとともに、関係諸団体が連携してスポーツ活動を指導・育成できる環境を整備していきます。

#### 《主な関連事業》

##### (生涯学習課)

#### ◆青少年健全育成事業

- ①青少年健全育成セミナーの実施及び声掛け運動を促進します。
- ②7中学校区「豊かな心を育てる会」、自治会6地区「健全育成会」や青少年育成活動団体等への支援をします。

#### ◆公民館活動事業

各公民館で行われている「公民館まつり」等において、参加団体や来場者等、世代間交流の場の提供に努めます。

#### ◆生涯学習推進事業

生涯学習センターで行われる「生涯学習まつり」や「夏休み子どもセンター」等において、各団体や参加者に対し世代間交流の場の提供に努めます。

#### ◆子ども会連合会活動事業

インリーダー研修会・アウトリーダー講習会・親と子で絵を描く会・子ども会フェスティバル等が、参加者及び指導者等の世代間交流の場となる提供をします。

(地域安全課)

◆地区集会所施設整備補助事業

地区集会所の新築・建替・修繕・耐震補強や備品購入等の事業費の一部を補助します。

(長寿介護課)

◆高齢者いきがいセンター管理運営事業

就労を通じての生きがいづくりを推進するため整備した高齢者いきがいセンターは、筆耕・樹木管理・家事援助・介護補助・育児支援等の各種講習会を開催し、また、就業相談や事業所への就労啓発等の活動拠点となるよう、その管理運営を行います。

◆「生きがいデイ教室」の開催

手芸、体操など各種趣味活動や健康相談、レクリエーション等を通じて交流の場をひろげ、要介護状態等になることを防ぎ、元気な高齢者生活を支援します。

(水と緑の課)

◆休閑地対策事業

空き地の適切な管理に関する条例（空き地の活用）に基づき、休閑地となっている民有地を無償で借り上げ、各地域におけるコミュニティ広場として整備し、ゲートボール場や子どもの遊び場として活用します。

(スポーツ振興課)

◆小中学校体育施設開放事業

社会体育の振興を図るため体育館、武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で開放します。

◆各種スポーツ教室の開催

幼児から高齢者までスポーツに親しみ、いつまでも心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、スポーツ教室等を開催し、スポーツに参加する機会の拡充に努めます。

◆各種スポーツ大会支援事業

市民運動会小学区大会、小学校区別女性バレーボール大会等を支援し、スポーツを楽しむ場を提供します。

(教育総務課)

◆学校施設等開放事業

三島市公立学校管理規則に基づき、学校教育上支障のない場合に限り、法令の範囲内において、小中学校・幼稚園の施設及び設備を社会教育その他の公共のために開放します。

(福祉総務課)

◆地区社会福祉推進会（地区社会福祉協議会）の組織化推進・活用

小地域における福祉コミュニティ活動を推進するため、地区社会福祉推進会（地区社会福祉協議会）の組織化と活動を支援します。

(福祉総務課・健康増進課)

◆市民すこやかふれあいまつり

地域社会で生活をひとつにし、市民相互の思いやりを基調とした連帯の輪をさらに広げ、健康で明るい福祉のまちづくりを推進しようとするもので、健康づくりや食育に関する相談や体験、スポーツ交流、福祉関係団体のふれあいの場を提供します。

○ **地域でできること**

- 近所への関心を持ち、自分からあいさつをし、地域や近所の人たちとのコミュニケーションをとっていく。
- 祭りや地域清掃、防災訓練、運動会、新年会等の行事を通じて、年代や団体を問わず交流の機会を増やし、人と人とのかかわりの充実を図っていく。
- 地域の活動を活性化・指導できるキーマンを育成する。

## 1 地域活動の活性化

## (2) 地域活動団体の支援

## 課題

社会問題となっている児童虐待や孤独死について、市民からも意見が寄せられ、児童虐待の早期発見や一人暮らし高齢者の見守りなど、身近な人たちによる見守り活動が、必要となっています。日々活動されている自治会、民生委員・児童委員等は、支援を必要とする住民の情報を早く収集出来ることから、相談や問題解決のための重要な地域活動団体です。

地域福祉を向上させていくためには、行政が果たすべき役割に取り組むとともに、地域住民が自ら活動していく必要があり、また、住民一人ひとりが地域福祉の向上に関われるよう、各活動団体への支援が必要です。

## 施策の方向

地域団体の活動を支援するため、自治会活動、民生委員・児童委員活動、保健委員活動、老人クラブ活動等への助成を行います。

また、声かけ運動や地域の子どもの健やかな育成活動、高齢者の生きがいや健康増進活動等を支援していきます。

### 《主な関連事業》

#### (地域安全課)

##### ◆三島市自治会連合会活動支援事業

自治会の健全な発展と自治会活動の充実を図るため次の支援を行います。

- ①自治会活動保険補助金：加入保険料の一部を補助します。
- ②三島市自治会連合会補助金：活動費の一部を補助します。

#### (福祉総務課)

##### ◆民生委員・児童委員活動のPR

声かけ運動や地域活動に積極的に参加し、地域住民に民生委員・児童委員の活動を周知します。

##### ◆民生委員・児童委員の相談・連絡活動

地域内で「声かけ運動」や「安否確認活動」に取り組み、地域住民の生活状況の把握に努め、ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関や施設・団体等に連絡活動をします。

##### ◆市民生委員児童委員協議会補助事業

社会福祉の増進のため、地域に幅広く福祉活動を行っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、研修会、勉強会を実施するための事業に対して助成します。

##### ◆三島市社会福祉協議会補助金

地域福祉の中心的な役割を果たしている社会福祉法人三島市社会福祉協議会に対して、運営費の一部を助成します。

(健康増進課)

◆保健委員会事業

市との連携により、健康ウォーキング大会・健康相談会・健康づくり料理教室等、地域での健康づくり事業を実施します。

◆保健委員会活動支援

各自治会から推薦された地域住民により構成される、保健委員会の健康づくり活動を支援します。

(生涯学習課)

◆社会教育関係の青少年団体への補助事業

子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウトの研修会や指導者の育成事業を支援します。

◆各PTA連絡協議会補助事業

PTA相互の連絡を密にし、家庭及び地域教育力の向上のために行われる会員活動や企画運営する事業が円滑に遂行できるように支援します。

(長寿介護課)

◆老人クラブへの支援

高齢者スポーツ大会、高齢者芸能祭、技能作品展、ゲートボール、寿大学等の活動を支援します。

老人クラブ活動における各老人クラブの運営等を支援し、老人クラブへの加入等促進を支援します。

(スポーツ振興課)

◆各種スポーツ団体支援事業

NPO法人三島市体育協会や小学校区体育振興会、スポーツ少年団へ助成します。

○ 地域でできること

- 自治会や子ども会、老人会、同世代のグループ、同好会、趣味の会、勉強会等の活動を通して福祉に関わりを持つ。
- 自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティアの情報交換を行い、団体間で連携や活性化を図る。
- 他地域の活動内容の情報を集め、研究することで、団体活動の充実を図っていく。

## 1 地域活動の活性化

## (3) ボランティア活動の支援

## ○ 課 題

地域福祉について、小学校や中学校という人間性の形成期から、福祉を考える機会を充実することによって、福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動に繋げていくことが、必要です。

また、ボランティア団体の活動における現状としては地域住民・他団体との交流を望んでおり、会員の減少及び高齢化などの課題もあり、ボランティア団体育成のための施策を行っていく必要があります。

## ○ 施策の方向

福祉施設で夏休みの期間等に、青少年から一般社会人を対象にしたボランティア体験事業を実施し、福祉ボランティアの養成をします。また、保健委員OBを中心とした保健ボランティアを育成し、市で実施する保健事業の普及に繋げていきます。

ボランティア団体の活動支援としては、市が参加する地域活動やイベントなどにおいて、多くの市民や団体に参加を呼び掛けて、市民とボランティアやボランティア団体間の交流を進めます。

## 《主な関連事業》

## (健康増進課)

## ◆保健委員OBの保健活動ボランティア

ボランティアに対する勉強会や保健事業への協力を実施します。また、任期が終了した保健委員にはボランティア活動を周知し、会員を募集します。

## (関係課)

## ◆協働型まちづくり活動の推進体制づくり

市民・事業者・NPO・行政のパートナーシップによる協働型まちづくり活動の体制づくりや環境整備に努めます。具体的には、大学との連携、アダプトプログラム事業等に取り組みます。

## (地域安全課)

## ◆NPO・ボランティア情報発信事業

e-mail、ホームページを活用し、行政やNPO・ボランティア団体から情報発信を行い情報の共有化と活動の推進及び住民の意識づくりを図ります。

## ◆NPOと地域団体の交流

各分野のNPOと自治会など地域の団体との連携を促進し、組織運営の効率化や活性化を図ります。

◆NPO・ボランティア活動推進事業

各種団体の情報の提供・収集や活動する上での相談を行うことで、市民ニーズに対応した活動支援を行います。

◆市民活動センター事業

市民ニーズに対応した利便性の高い活動拠点施設として、会議室や印刷機の提供、施設の適切な運営に努めます。

(障害福祉課)

◆ボランティアスクール事業

社会福祉施設等の現場における体験研修を行い、障害のある人への支援を実際に経験することにより、社会福祉全般についての意識を高めます。

○地域でできること

- 自治会、老人会、子ども会、ボランティア団体など、各種団体の活動内容を住民に広め、活動を活性化していく。
- ボランティア活動の必要性を認識し、自分ができる活動へ参加し実践する。

## 2 要支援者への対策

## (1) 相談体制と情報提供の充実

## ○ 課 題

身近に相談できる人がいない一人暮らし高齢者や子育て中の保護者などが、ひとりで悩みを抱えてしまうことが無いように、また、社会問題化している児童虐待やDV等の相談が誰でもできる窓口の充実が求められています。

さらに、介護保険サービスや障害のある人へのサービス等の各種福祉サービスを必要としている人に、必要なサービスを提供していけるよう、サービスの内容や申請方法などの相談に応じることができる窓口も充実していく必要があります。

## ○ 施策の方向

要支援者への対策の中で、一人暮らしの高齢者や児童虐待、DV、心身の健康、障害のある人の相談については、専門的な相談員を配置し、自治会や民生委員・児童委員、施設関係機関と連携して、相談体制を整備していくとともに、相談員等のコーディネート力の向上を図り、必要な人に必要な情報を提供し、様々なケースに対応できる相談窓口の充実を図ります。

また、介護認定や障害のある人に対するサービスについては、介護支援専門員や障害者相談支援専門員等の質の向上を図り、相談者に適切な支援をします。

## 《主な関連事業》

## (長寿介護課)

## ◆ケアプラン指導研修事業

介護支援専門員の質の向上を図ります。

## ◆介護相談員派遣事業

介護相談員が施設に訪問し、利用者の不満や苦情を聞き取り、施設に伝え、施設で改善策を検討します。

## ◆介護保険全般の相談窓口の設置

長寿介護課内に相談電話を設置しています。

## ◆民生委員・児童委員による高齢者実態調査

毎年4月に民生委員・児童委員が担当地域の一人暮らし高齢者世帯等を訪問して、高齢者の相談に応じたり、福祉サービスの情報提供を行います。

## ◆地域包括支援センター事業

虐待、権利擁護を含めた高齢者の総合的相談を受け、高齢者の安心した在宅生活の継続を支援します。

介護支援専門員が対応に苦慮するケースについて、相談・同行訪問などを行い、介護支援専門員の後方支援をします。

(健康増進課)

◆心身の健康に関する相談・家庭訪問事業

心身の健康に関する相談・訪問・他機関連絡調整を実施します。継続してフォローが必要なケースに対し支援計画を立て、継続訪問します。

(障害福祉課)

◆身体障害者相談員委託事業

身体障害者相談員により、身体障害のある人の日常生活や更生援護等に関する相談や助言を行います。

◆知的障害者相談員委託事業

知的障害者相談員により、知的障害のある人の日常生活や更生援護、施設入所等に関する相談や助言を行います。

◆精神障害者相談員委託事業

精神障害者相談員により、精神障害のある人の日常生活や社会復帰等に関する相談、精神障害に対する正しい知識の普及を行います。

◆障害者雇用相談員委託事業

障害者雇用相談員により、障害のある人の就業相談や事業所への訪問等を行い、障害者雇用に対する理解の促進を図ります。

◆駿豆地区障害者生活支援事業

近隣3市3町(三島市・裾野市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町)により、「障害者生活支援事業連絡会」を設立し、在宅の障害のある人に対し、介護相談及び情報提供を総合的に行います。

◆相談支援体制の充実

①相談支援体制の強化

相談支援専門員の育成やケアマネジメントの導入、専門機関との連携の強化により、発達障害などの専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。

相談支援の核となる事業所の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置を推進します。

②地域自立支援協議会の充実

さまざまなニーズに対応したきめ細やかな相談支援ができるように、相談支援事業所を中心とした地域自立支援協議会の活動の充実を図ります。

(地域安全課)

◆犯罪被害者相談事業

犯罪の被害にあった方や、その家族に支援制度などをスムーズに紹介・提供するため、相談や助言を行います。

(秘書課)

◆外国籍市民相談事業

地域社会の構成員となっている外国籍市民への相談窓口を開設します。

(子育て支援課)

◆家庭児童相談室

諸問題を抱える家庭において、適正な児童の養育が行われるよう関係機関と連携をとりながら、家庭児童相談室の相談・指導・援助の充実、強化を図ります。

◆婦人（DV）相談事業

配偶者等からの暴力を防止し、家庭内の福祉向上を図るため専門員による相談事業を行います。

また、三島市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域連絡会）代表者会議・実務者会議・実務者会議DV分科会を設置し、連絡体制の整備と職員の資質向上を図ります。

○ 地域でできること

- 自治会や民生委員・児童委員等の地域活動をしている団体間で情報交換を行い、要支援者に対して地域で連携した支援を進めていく。
- 近所の人達に関心を持ち、一人暮らし高齢者等の要支援世帯に声かけをする。

## 2 要支援者への対策

### (2) 福祉サービスの充実

#### ○ 課 題

今後も少子高齢化の進行が予測されますので、要支援者に対する福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

支援を必要とする高齢者や障害のある人など、様々な福祉サービスを必要としている人が、安心して地域で生活していけるよう、利用しやすいサービスを充実していく必要があります。

#### ○ 施策の方向

要支援者が安心して生き生き暮らすことができるよう、介護認定者に対する介護サービス事業・介護予防サービス事業や一人暮らしの高齢者に対する老人福祉事業・地域自立支援事業、障害のある人に対する地域生活支援事業、寝たきりの人等への訪問歯科診療事業、生活困窮者に対する生活保護扶助事業などの福祉サービスを充実していきます。

#### 《主な関連事業》

##### (長寿介護課)

#### ◆地域密着型サービスの充実

住み慣れた日常生活圏域で介護サービスが受けられるよう地域密着型サービスを行います。

#### ◆介護保険施設等の整備

高齢化が進み、家庭で介護を受けることが困難な高齢者の増加が見込まれるため、介護保険事業計画に基づき介護保険施設等を計画的に整備します。

#### ◆介護保険サービス事業者連絡会議

介護保険給付の適正化のため、介護保険基準を事業者へ周知します。

#### ◆高齢者虐待防止地域連絡会

地域関係機関との連携を強化します。

#### ◆シルバー人材センター事業

高齢者の就業に必要な知識、技能習得の講習会や、職業紹介等、社会参加を通じて、生きがいづくりや、就業機会の促進を図ります。

#### ◆介護サービス事業

要介護認定者が利用する居宅サービス、地域密着サービス、施設サービスなどの給付を行い、自立した日常生活が送れるように支援します。

#### ◆介護予防サービス事業

要支援認定者が利用する介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の給付を行い、日常生活における生活機能の向上を図ります。

◆認知症予防教室

生きがいデイ教室等の中で認知症予防のための講義やレクリエーションを行います。

◆老人福祉推進事業

「老人福祉推進事業」の中で、一人暮らし高齢者に対する「テレホンひとこえ事業」や「緊急通報システム」「老人福祉電話設置事業」により孤独感を和らげることや安否確認を実施します。

◆地域自立支援事業

(一人暮らし高齢者等給食サービス)  
一人暮らしの高齢者等を対象に昼食を配達しながら安否確認を行います。

(障害福祉課)

◆重度の心身障害者施設整備

重度障害児(者)生活訓練ホームについて生活介護事業所への移行を図るとともに、医療の必要な人も利用可能な重度障害者の施設整備を進めます。

◆障害福祉サービスの充実

障害の特性に応じたホームヘルプなどのサービスを充実するとともに、今後の就労支援事業所等の利用見込みを踏まえ、民間事業所などの新規設立を推進します。

◆雇用に対する理解促進

三島市障害者雇用相談員などにより、民間企業へ障害者雇用の理解や就労場所の確保などを図るとともに、民間企業とハローワークなどが連携した就労支援対策を促進します。

◆障害者手当等の充実

各種制度の周知を行うとともに、より使いやすい制度の改善に努めていきます。

◆地域生活支援事業の充実

自立した生活を送れるようにするため、個々のニーズに適した移動支援や日常生活に必要な用具の給付などのサービスを提供していきます。

◆生活基盤の整備

住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするため、情報提供の充実やグループホームなどの生活基盤の確保などを推進していきます。

(福祉総務課)

◆生活保護扶助事業

生活保護法に基づく扶助の制度により、低所得世帯等の生活の安定と自立を支援します。

(健康増進課)

◆寝たきり者歯科在宅診療事業

寝たきり者等の健全な食生活の確保と健康増進を図るとともに在宅療養の質の向上を図るため訪問歯科診療事業を行います。

○地域でできること

○市の福祉サービスの内容を知り、わからないことは積極的に聞き、利用する。

## 2 要支援者への対策

### (3) 地域での相互理解の促進と周知

#### 課題

同じ地域に住み生活しているすべての人が、近所づきあいにより相互理解していくとともに、一人暮らしの高齢者や介護認定を受けている人、障害のある人等のことを理解し協力することが、大変重要となっています。

#### 施策の方向

子どもからお年寄りまで、だれもが隣近所との交流により地域での相互理解を推進していくとともに、「障害者週間」についての啓発活動や、認知症を知るキャンペーンとして100万人キャラバン事業を展開し、「障害のある人」「認知症のある人」等に対する正しい理解とノーマライゼーションの推進を図っていきます。

##### 《主な関連事業》

###### (障害福祉課)

###### ◆「障害者週間」を中心としたイベントの開催

障害者週間について広く市民に知っていただき、障害のある人に対する理解とノーマライゼーションの推進を図るため、障害のある人に関する啓発・広報活動を行います。

###### ◆相互交流の促進

障害者スポーツ大会を開催します。

###### (健康増進課)

###### ◆精神障害者広域地域交流事業

スポーツやバザー等のイベントを通し、市町を超えた広域地域で精神障害者と地域住民との交流を図ります。

###### ◆機能訓練卒業生の自主グループ支援事業

機能訓練教室卒業生のグループ支援を実施し、障害のある人の地域での交流を図ります。

###### (学校教育課)

###### ◆地域ぐるみの学校安全の推進

学校、PTA、自治会、安全ボランティアが相互の役割に対する理解を深め、連携体制を確立します。

(長寿介護課)

◆認知症サポーター100万人キャラバン事業

認知症サポーターの養成講座を開催し、市民に認知症を正しく理解してもらおうと共に、キャラバン・メイト養成研修を受けた「キャラバン・メイト」により、認知症サポーターを地域に育成し、啓発を図ることで、認知症になっても安心して暮らせるよう地域で支えあう体制づくりをします。

○ **地域でできること**

- 一人暮らし高齢者等の要支援者がどこに居るのかを知り、自治会や民生委員・児童委員等の地域活動をしている団体により見守りをしていく。
- 要支援者が、地域との関わりをもち、居場所が確保できるよう支援していく。

### 3 地域での子育て支援

## (1) 地域の子どもを見守る体制の充実

### ○ 課題

近年社会問題化している児童虐待や、子育て中の保護者の心配ごとや悩み、不登校などの地域の子どもが抱えている問題を解決するには、地域で子どもを見守っていく取り組みが必要となっています。

### ○ 施策の方向

子育ての相談として、家庭児童相談や健康・育児などの相談事業を行っています。また、専門的な相談にも対応できるよう相談員の質的向上を目指していきます。

児童虐待への対策としては、深刻化する前に相談してもらえるような関係づくりに努め、必要な場合には、関係機関で検討会を実施するほか、地域ぐるみでの子育て支援を推進していきます。

また、不登校児の対応としては、小・中学校における相談体制を充実するほか、各関係機関による担当者会議を行うことで情報の共有を図り、最善の方法について協議し、対応していきます。

#### 《主な関連事業》

##### (子育て支援課)

#### ◆保育園園庭開放事業

市立保育園（7カ園）では、毎週1回保育園の園庭を子育て中の親と子等に開放し、保育士と園児との交流を始め、子育て相談等を行います。

#### ◆家庭児童相談室の体制整備

子育ての悩みや児童虐待等家庭内の諸問題についての情報の発信や相談体制の整備・推進を図ります。

#### ◆子どもを守る地域ネットワークの組織化・活用

要保護・児童虐待・DVなどに対処するため、三島市子どもを守る地域ネットワークを通じ、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知や相談体制を充実し、早期発見と適切な保護を行います。

#### ◆地域ぐるみの子育て支援事業

三島市子どもを守る地域ネットワークを中心に関係機関等と連携し、児童虐待、不登校や子育てに悩む親を地域全体で見守り、子育てを支える活動を推進します。

（健康増進課）

◆乳幼児健診・相談体制の充実

健診・相談会等による病気や障害の早期発見をしていくための従事者の強化及び情報交換、個々のケースの検討会を実施します。  
虐待防止のためのパンフレットを配布します。

◆乳幼児訪問事業

新生児全戸訪問を実施します。  
虐待予防・防止の観点から、他機関調整を行います。  
健診未受診者把握の徹底と、継続フォローが必要なケースに対して支援計画を立て、継続訪問を行います。

◆健康相談・育児相談事業

毎月相談日を設け、健康や育児に関する様々な相談に対応する他、随時、電話や面接による相談を実施します。

（学校教育課）

◆三島市不登校児等担当者会の開催

東部児童相談所、子育て支援課家庭児童相談室、生涯学習課青少年相談室、学校教育課ふれあい教室・NPOリベラヒューマンサポートの担当者が一堂に会し、不登校児の状況とその原因、対応について情報連携と行動連携の推進を図ります。

◆三島市問題行動等担当者会の開催

三島警察署、東部児童相談所、子育て支援課家庭児童相談室、生涯学習課青少年相談室及び学校教育課ふれあい教室の担当者が一同に会し、非行の状況とその原因、対応について情報連携と行動連携を図ります。

◆下校時における同報無線による広報

子ども達の声で市民の皆様への見守り等のお願いを伝える声の広報を行います。

○ 地域でできること

- 登下校時でのあいさつ運動や子どもへの積極的な声かけ、変化を見逃さない活動を進めていく。
- 子ども会の活性化のための協力をする。
- 地域の子ども達を見守るため、防犯パトロールを実施する。

### 3 地域での子育て支援

## (2) 子育て支援サービスの充実

### ○ 課題

都市化の進行による核家族化が進む中、保育園における待機児童問題の解決や子育て中の保護者の育児不安の解消、育児に必要な情報の提供をしていく必要があります。

子育て支援サービスが必要な人への情報提供をはじめ、各種支援サービスの利用の促進や、地域で子どもを育てていけるようにしていく必要があります。

### ○ 施策の方向

女性の社会進出や景気の低迷に伴い、保育園に入園を希望する保護者が増加しているため、待機児童がないように計画的に保育園を整備していくほか、子育て支援に関するサービスの情報提供については、「みしま子育て情報」や「子育て支援サイト」により、情報提供とサービスの利用を促進するとともに、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの機能を周知していきます。

また、未就園児とその保護者を対象とした「すくすく広場」のような親子のふれあいの場を通して、豊かな情操を育むための事業を実施していきます。

一方、一人ひとりの親が家庭教育のあり方を考え、自信をもって子育てに取り組んでいくためのセミナーや幼児教育の重要性を考える講座等を実施していきます。

#### 《主な関連事業》

##### (子育て支援課)

#### ◆地域子育て支援センターの充実

地域の子育て家庭からの育児相談や育児グループの育成などの事業を実施する保育園に、事業費の助成を実施。また、各支援センターの連携や、情報交換・質の向上を目指し研修会を実施します。

#### ◆三島市本町子育て支援センター

安心して子どもを生み、育てることができる地域社会を目指し、子育て支援の拠点として中心的役割を担う支援センターにします。

#### ◆子育て支援サイト

市が運営する市民ポータルサイト等を活用し、子育てに関する情報発信、閲覧、また意見交流できるホームページを開設します。

#### ◆ファミリー・サポート・センター事業の推進

子育ての応援をしたい人と応援をしてほしい人が会員になり、相互扶助の精神により安心して子育てができる環境づくりを目指す当事業を推進します。

**◆時間延長保育、乳児保育、一時保育の実施**

公私立保育園では、通常の保育時間を延長して保育する時間延長保育を始め、0歳児から受け入れをする乳児保育や、子育て中の保護者が講習会、外出等で子どもを保育できない場合に利用できる一時保育等の特別保育を実施します。

**◆病児・病後児保育事業**

保育所に通所中の児童が、病気または病気の回復期で集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を一時的に預かり保育をします。

**◆市立保育園の建て替え**

市立保育園の老朽化が著しいため、児童の安全と保育環境の改善を図るための施設の改善や保育園の建設等を含めて方向性を検討します。

**◆保育所の建設等 民間保育所**

民間保育園の老朽化が著しいため、児童の安全と保育環境の改善を図るため計画的な整備の助成を行います。

**◆保育所運営委員会**

保育所の設備運営について、審議を行い利用者の多様なニーズに柔軟に対応できる保育所の構築を図り、計画的な児童福祉施設の増進を図ります。

**◆放課後児童クラブ管理運営事業**

下校時に就労などの理由により保護者が家庭にいない小学校1年から3年生までの児童の安全な遊び場の確保と児童の健全育成に努めます。

**◆ひとり親家庭支援事業**

ひとり親家庭への負担軽減のための経済的支援や、子育てと就労の両立ができるよう幅広い支援を行います。

**◆緊急一時保護事業**

DV等により緊急避難をする必要が生じた場合、一時的に保護します。

**◆母子生活支援施設入所措置事業**

母子家庭において、母親が子どもの養育を十分できない場合、一定期間子どもと一緒に施設での生活支援を行います。

**◆若年層から幼児とのふれあい**

中学生の職業体験「ゆめワーク三島」等を活用します。保育園での保育実習を通し、若年層から幼児とのふれあい、幼児への理解を深めます。

**◆地域における子育てニーズ調査事業**

子育て支援センターにおいて、利用者を始めとした地域の子育て中の保護者等のニーズ調査を実施し、そのニーズに対する対応を検討します。

**◆特別保育事業に関連したニーズ調査実施**

時間延長保育、乳児保育、一時保育等の特別保育事業の実施に伴い、利用者の希望を調査します。

**◆みしま子育て情報作成**

育児サークル・育児相談・保育園・幼稚園等、子育てに関する情報を集約し、広く配布します。

（生涯学習課）

◆「すくすく広場」実施

パンフレットの配布や広報紙によるPRを行い、「すくすく広場」を児童センターや3公民館で実施します。

◆家庭教育事業

一人ひとりの親が家庭教育の在り方を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう「幼児期の家庭教育セミナー」を前期・後期で開催します。

家庭における幼児教育の重要性を認識することや、義務教育期の家庭における教育機能の向上を図るため、市内の幼稚園と小・中学校の保護者を対象とした「家庭教育事業」を支援します。

◆児童センター事業

安全な遊びと体験の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

（健康増進課）

◆育児グループ支援事業

地域の育児グループの活動を支援します。

（学校教育課）

◆適応指導教室（ふれあい教室）の運営

生涯学習課青少年相談室と連携し、不登校児童・生徒の個別相談や小集団による学習活動を行うことにより、学校への復帰を促進します。

○ 地域でできること

- 祭りや子ども会活動などの行事に積極的に参加し、地域の子どもとの関わり・交流を増やし、地域の連携を深めていく。
- 市の子育て支援サービスの内容を知り、わからないことは積極的に聞き、利用していく。

## 4 災害時要援護者の防災対策と安心・安全な地域づくり

## (1) 自主防災組織等の活性化と災害時要援護者対策

## 課題

家庭での防災対策の遅れや地域の防災意識の低下が言われており、行政と市民が協働して防災対策の強化をしていく必要があります。特に最近の地震や水害での被害者に災害時要援護者が多いことから、国や県から早急に対策を取るよう求められています。

また、自治会等においても、地域での避難場所の確保や避難経路の周知の徹底が課題となっています。

このことから、地域住民の防災意識の高揚を図ることが重要であり、自主防災組織の活性化が求められています。

## 施策の方向

防災対策の基本計画である「三島市地域防災計画」の見直しを随時行い、自主防災組織教育や防災資機材の充実を図るための補助事業、防災関連機関との連携業務、災害時要援護者避難支援推進事業等の各事業を通じ、自主防災組織の自発的な活動を促進して活性化を図ります。

また、災害時の救急医療に対応するため医療救護計画を定期的に見直して、医療体制の整備や防災・消防・医療機関との連携を強化し、災害時の迅速な対応ができるようにしていきます。

### 《主な関連事業》

#### (福祉総務課)

##### ◆災害時要援護者避難支援推進事業

災害時要援護者避難支援計画に基づき自治会や自主防災組織、民生委員等と連携を図り、障害のある人や要介護者等の避難支援のための個別計画の策定を推進します。

##### ◆自主防災組織で災害時要援護者台帳の作成

自主防災組織で災害時要援護者台帳の作成をします。

#### (健康増進課)

##### ◆医療救護計画の修正

予想される東海地震の災害等における地域住民の生命、健康を守るため医療救護計画を確立し、計画を随時修正します。

(長寿介護課)

◆福祉施設との災害時協定

大規模な災害時に、被災した在宅の要介護者等を、協定を締結した社会福祉施設等に二次避難所として使用・協力を要請します。

(障害福祉課)

◆防犯、防災体制の整備

緊急通報システム(Fネット)、障害のある人の状況把握、地域の防災訓練への参加、入所、通所施設での防災訓練の実施をします。

(防災課)

◆三島市地域防災計画の修正

台風等の風水害、想定される東海地震等の対策に万全を期するよう計画を随時修正します。

◆自主防災組織教育事業

- ①自主防災組織リーダー研修会を開催します。
- ②防災出前講座を随時開催します。

◆自主防災組織整備補助事業

自主防災組織等の育成支援のため、防災資機材等の購入に対し補助金を出します。

◆家具転倒防止対策事業

発災時における災害時要援護者の被害の防止や軽減を図るため、高齢者世帯及び障害者世帯等を対象に転倒防止器具の取り付け作業費(5品まで)を助成します。

(警防救急課)

◆消防団活性化事業

消防団の福利厚生及び処遇改善の一環として、年次計画に沿って被服等の貸与や資格取得講習会等を実施し、団員の資質向上を目指します。なお、年1回消防団広報誌を発行、消防団活動を紹介し、市民に理解を求めます。

○ **地域でできること**

- 講習会や勉強会を行い、危険箇所の確認やハザードマップの作成をし、地域での防災意識を深めていく。
- 災害時における具体的な役割分担を決め、日頃から隣近所が助け合う内容を検討しておく。
- 中学生・高校生や障害のある人、要介護者を含めた防災訓練などの自主防災活動を実施して、自主防災組織を活性化させ、地域の防災力を強化していく。

## 4 災害時要援護者の防災対策と安心・安全な地域づくり

## (2) 犯罪から市民を守る活動の推進

### ○ 課題

身近な地域で犯罪が発生しないよう、防犯対策の充実が求められています。地域の街灯・防犯灯の整備や発生事件情報を得て、犯罪から身近な人を守ることは市民の願いです。

地域での犯罪を防ぐため、地域ぐるみの防犯対策を充実していく必要があります。

### ○ 施策の方向

犯罪を未然に防ぐには、地域の連携が大きな力となりますので、地域での連携を図るための犯罪・非行の無い明るい社会を築くための街頭キャンペーンや自治会を単位とした地区集会の実施、また、地域が一体となった防犯活動に対して活動費の一部助成を行う地域防犯活動事業を実施します。

また、児童や生徒の安全確保のため、保育園に設置してある通報システムによる警察等への不審者情報の通報や、小・中学校を対象に学校から保護者へ電子メール、携帯電話、ファックス等により犯罪を未然に防ぐ情報を一斉送信する「子ども安全連絡網整備事業」を、引き続き実施していきます。

また、夜間人通りが少なく、子どもや女性が歩く地域を優先的に、防犯灯の維持管理事業を今後も引き続き実施し、住民の安心・安全を確保していきます。

#### 《主な関連事業》

##### (福祉総務課)

#### ◆社会を明るくする運動

全ての人が力を合わせ犯罪・非行の無い明るい社会を築こうとする全国的な運動であり、7月の強調月間に街頭キャンペーン、地区集会等の行事を毎年実施します。

##### (地域安全課)

#### ◆地域防犯活動事業費補助事業

地域が一体となった防犯活動団体に対し、活動費の一部の補助を行います。

#### ◆暴力団追放推進事業

暴力団を追放するため、市民・企業・行政が連携した運動を展開します。

#### ◆防犯灯維持管理事業

夜間における歩行者の防犯面・交通面の安全を図り、安全で安心して暮らせる生活環境をつくります。

◆市民防犯意識啓発事業

犯罪発生状況や対策方法を広報し、市民の防犯意識を高めるとともに、振り込め詐欺や車上狙いなどが頻発した際には、迅速な情報発信による注意喚起を行い、犯罪の未然防止に努めます。

◆防犯講座・防犯教室の実施

地域や団体に出向き、防犯講座を開催し意識の高揚を図ります。  
また、子どもや教職員が緊急時の対応を学び実践するための防犯教室や、不審者対応訓練を実施します。

(子育て支援課)

◆通報システム装置

保育園に不審者等に対する園児の安全を確保する等、通報システム装置を導入しています。

(教育総務課)

◆子ども安全連絡網整備事業

小・中学校を対象として、電子メールや携帯電話、固定電話、FAXなど保護者が事前に選択、登録した媒体に、学校側から不審者情報等を一斉配信できるサービスを導入しています。

○地域でできること

- 防犯パトロールや防犯講座等に積極的に参加するなど、防犯活動を行う。
- 防犯灯球切れ、昼間点灯などの連絡。

## 4 災害時要援護者の防災対策と安心・安全な地域づくり

## (3) ユニバーサルデザインのまちづくり

## ○ 課題

歩道・道路の段差等の交通安全対策や公共輸送機関のバス・電車等の移動手段の充実、道路・公園等の公共施設の安全性を図るとともに、誰にとってもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

年齢や障害の有無などにかかわらず、多くの人々が利用可能となる公共施設や交通機関等の充実は、地域福祉の推進のためにも必要不可欠となっています。

## ○ 施策の方向

多くの市民が利用する三島駅を中心とした公共交通施設のバリアフリー化をはじめ、様々な事業にユニバーサルデザイン推進事業の考え方を導入し、誰にもやさしいまちづくりを推進していきます。

また、高齢者や障害のある人等が気軽に外出できるような移動手段の確保やバスの乗降をしやすくするため、コミュニティバスの運行支援や超低床ノンステップバスの導入補助を行い、今後も安全で利用しやすいまちづくりを推進していきます。

### 《主な関連事業》

#### (政策企画課・関係課)

##### ◆ユニバーサルデザイン推進事業

ユニバーサルデザインの理念の普及を進めるとともに、道路や公園、公共施設、交通機関などのバリアフリー化を進め、誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを推進します。

#### (地域安全課)

##### ◆コミュニティバス支援事業

高齢者等自動車を運転しない方々が、買い物や病院、公共施設等に気軽に出かけられるようなバスを走らせるための支援を行います。

##### ◆超低床ノンステップバス導入補助事業

公共交通機関としてのバスの利用促進のため、全ての方々にとって乗り降りのしやすいバスを事業者が購入する際の支援を行います。

## ○ 地域でできること

- ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を理解し、地域の情報を市に伝えていく。
- 市の整備計画づくりへ積極的に参加し、地域づくりに意見を出していく。

## 5 総合的な相談体制と情報提供

### (1) 総合的な福祉サービスの相談等の充実

#### ○ 課 題

住民が必要な時に必要な情報を得ることができるよう、相談しやすい総合的な窓口等の充実を図っていく必要があります。

また、福祉サービスは、利用者個人とサービス提供者の対等な立場の確保がされなければならないことから、利用者の権利保障の充実を進めていくことや、判断能力がない高齢者や障害のある人等の権利擁護が必要となっています。

#### ○ 施策の方向

誰もが福祉に関する相談ができるように福祉総合相談や高齢者の総合相談、健康に関する相談の窓口の充実を図るとともに、地域においても福祉のワンストップサービスが可能な窓口の整備を目指していきます。

また、福祉サービスを利用している人と事業者間におけるサービスに係わる苦情や相談については、利用者の不利益にならないように啓発するとともに、権利擁護の観点から成年後見制度や社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の周知に努めます。成年後見制度の利用が必要な高齢者等には制度を紹介し、申し立てる親族がいない場合には市長申し立てを、また助成を受けなければ利用が困難な人には「成年後見制度利用支援事業」を活用していきます。

#### 《主な関連事業》

##### (健康増進課)

#### ◆健康診査や相談会・講座等、各種保健事業

医師会・歯科医師会等と連携する中で健診を実施し、個人通知、広報みしまの活用や保健委員のロコミ活動等により受診勧奨を行います。また、市民ニーズに合わせた教室、個別相談、家庭訪問などを実施します。

##### (長寿介護課)

#### ◆地域包括支援センター等事業

介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援をします。

#### ◆地域密着型サービス事業者の指導・監督

事業所による自己評価及び外部評価や三島市による指導監督により、質の確保及び保険給付の適正化を図ります。

##### (福祉総務課・長寿介護課)

#### ◆成年後見制度の普及啓発

司法書士による無料相談(年1回)、広報紙によるPRを実施します。

◆成年後見制度の利用支援

制度利用が必要な高齢者に対し、利用手続きの説明など必要な支援を行います。

◆成年後見制度利用

認知症高齢者など判断能力が不十分で、助成を受けなければ利用が困難な人を対象に、その経費や成年後見人等の報酬を助成します。

(福祉総務課)

◆福祉総合相談窓口事業

生活保護や障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援などが連携した相談体制を確保するため、福祉の総合相談窓口の充実を図ります。

(長寿介護課・子育て支援課・障害福祉課)

◆苦情処理体制の充実

社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情処理体制を充実します。

(子育て支援課)

◆市立保育園苦情解決事業

苦情解決事業実施要綱による対応及びご意見箱の継続設置、文書により周知します。

○ 地域でできること

○市の福祉サービスの内容を知り、相談等があれば積極的に相談する。

5 総合的な相談体制と情報提供

## (2) 市民ニーズの把握と情報提供の充実

### ○ 課題

計画の策定にあたり、様々な住民のニーズが得られましたが、このような市民ニーズの把握作業において、地域住民の福祉意識が高揚し、地域活動の活性化が進むものと思われまます。

今後も継続的に市民ニーズの把握をし、それらのニーズに対する市の対応策を、市民に情報提供していく必要があります。

### ○ 施策の方向

市民広聴事業を毎年行い、市政に反映するとともに、様々な行政情報や福祉情報を市民に提供していきます。

今後も広報紙やコミュニティFM放送、インターネットホームページ等を利用し、よりわかりやすい情報提供を進めていきます。

#### 《主な関連事業》

##### (広報広聴課)

##### ◆市民広聴事業

市民からのアイデアや提言を幅広く求め、市政に反映させます。

##### ◆広報事業

写真・イラストや大きめの活字等を使い、読みやすく、市民に親しまれる広報紙づくりに努めます。

コミュニティFM放送については、三島市からのお知らせを、聞く広報としてより多くの市民に聞いていただけるように努めます。

### ○ 地域でできること

○地域づくりのための会議等に積極的に参加し、地域住民からの要望や情報提供をしていくことで地域づくりに貢献する。